



目次	ページ
公 告	
○高知県立人権啓発センターの指定管理者の募集	(人 権 課) (9・2 掲示) 1
○こうち男女共同参画センターの指定管理者の募集	(県民生活・男女共同参画課) (9・5 掲示) 1
○高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の募集	(森林政策課) ( " ) 2
○高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の募集	( " ) ( " ) 3
○高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の募集	(森づくり推進課) ( " ) 3
○平成20年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者	(畜産振興課) 4
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会公告	
○高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者の募集	(スポーツ健康教育課) (9・1 掲示) 9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	10
○政治団体異動の届出	10
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (2件)	10
----- 公 告 -----	

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成20年9月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立人権啓発センター（以下「センター」という。）
  - (2) 施設の場所  
高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル4階から6階まで
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) センターの許可施設の利用の許可等に関する業務
  - (2) 使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3 指定期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑にセンターを管理運営することができる法人その他の団体とする。
- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
    - ア 2の業務に関する事業計画書
    - イ 2の業務に関する管理代行料提案書
    - ウ 2の業務に関する収支予算書
    - エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
    - オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
    - カ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票（本籍地の掲載は、不要とする。）の写し
    - キ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
    - ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
  - (2) 募集期間は、平成20年9月24日（水）から同年10月3日

(金)まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月3日午後5時30分までに必着すること。

- (3) 現地説明会を平成20年9月12日（金）午前10時から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。
- (4) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。募集要項及び管理業務仕様書等の配布期間は、平成20年9月2日（月）から同年10月3日までの間とし、高知県政策企画部人権課のホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~jinken/>）から行う。
- (6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び現地説明会の参加申込先並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県政策企画部人権課  
電話番号088-823-9805 ファクシミリ番号088-823-9255  
電子メールアドレス120601@ken.pref.kochi.lg.jp

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成20年9月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）
  - (2) 施設の場所  
高知市旭町三丁目115番地
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務

- (1) 男女共同参画の推進に関する業務
- (2) センターの許可施設の利用の許可等に関する業務
- (3) センターの許可施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

## 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

## 4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑にセンターの管理運営ができる法人その他の団体とする。

## 5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

ク 役員の名簿及び略歴を記載した書類

- (2) 募集期間は、平成20年9月5日(金)から同年10月14日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月14日午後5時30分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成20年9月12日(金)午後1時30分から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県文化環境部県民生活・男女共同参

画 課 の ホ ー ム ペ ー ジ  
(<http://www.pref.kochi.jp/~seikatsu/>)からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

## 6 その他

県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課

電話番号088-823-9651 ファクシミリ番号088-823-9879

電子メールアドレス141601@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~  
森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第6号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年9月5日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立森林研修センター情報交流館(以下「情報交流館」という。)

(2) 施設の場所

香美市土佐山田町大平80番地

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 情報交流館の許可施設の利用の許可等に関する業務

(2) 情報交流館の許可施設の利用料金の徴収に関する業務

(3) 情報交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 情報交流館の利用促進に関する業務

(5) 情報交流館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

## 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

## 4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、情報交流館の利用において、県民の平等利用の確

保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安定して継続的に情報交流館を管理運営することができる法人その他の団体とする。

## 5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の応募書類の提出期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 法人その他の団体の役員構成及び氏名を記載した書類

キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

ク 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

ケ 直近の高知県の県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(2) 応募書類の提出期間は、平成20年10月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月10日午後5時30分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成20年9月19日(金)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) 応募を検討しているものは、公募参加表明書を平成20年9月8日(月)から同年10月3日(金)午後5時30分までの間に7に提出すること。

(5) (4)の公募参加表明書を提出したもののみが(1)の提出をすることができるものとし、その(1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、平成20年9月8日から同年10月10日まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に7で行う。また、募集要項は、高知県森林部のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~seisaku/>)

からも入手することができる。

(7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 6 その他

県は、指定管理者と情報交流館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

#### 7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、公募参加表明書の提出先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7-52  
高知県森林部森林政策課  
電話088-821-4586 ファクシミリ番号088-821-4576  
電子メールアドレス030101@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第6号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年9月5日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称  
高知県立甫喜ヶ峰森林公園(以下「森林公園」という。)
- (2) 施設の場所  
香美市土佐山田町平山ほか
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 森林公園における行為の許可等及び森林学習展示館の利用の許可等に関する業務
- (2) 森林公園における行為の許可に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 森林公園の施設、設備、機械器具、立木等の維持管理及び補修に関する業務
- (4) 森林公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

#### 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

#### 4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、森林公園の利用において、県民の平等利用の確保、

業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安定して継続的に森林公園を管理運営することができる法人その他の団体とする。

#### 5 指定の手續

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の応募書類の提出期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

- ア 2の業務に係る事業計画書
- イ 2の業務に係る収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- カ 法人その他の団体の役員構成及び氏名を記載した書類
- キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
- ク 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
- ケ 直近の高知県の県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(2) 応募書類の提出期間は、平成20年10月6日(月)から同日10時(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月10日午後5時30分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成20年9月17日(水)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) 応募を検討しているものは、公募参加表明書を平成20年9月8日(月)から同年10月3日(金)午後5時30分までの間に7に提出すること。

(5) (4)の公募参加表明書を提出したもののみが(1)の提出をすることができるものとし、その(1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、平成20年9月8日から同年10月10日まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に7で行う。また、募集要項は、高知県森林部のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/seisaku/>)

からも入手することができる。

(7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 6 その他

県は、指定管理者と森林公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

#### 7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、公募参加表明書の提出先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7-52  
高知県森林部森林政策課  
電話088-821-4586 ファクシミリ番号088-821-4576  
電子メールアドレス030101@ken.pref.kochi.lg.jp

森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第6号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年9月5日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

- (1) 施設の名称  
高知県立森林研修センター研修館(以下「研修館」という。)
- (2) 施設の場所  
香美市土佐山田町大平80番地
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 研修館の許可施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 研修館の許可施設の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 研修館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 研修館の利用促進に関する業務
- (5) 研修館の食堂の運営に関する業務
- (6) 研修館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

#### 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

#### 4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、研修館の利用において、県民の平等利用の確保、業

務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安定して継続的に研修館を管理運営することができる法人その他の団体とする。

#### 5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の応募書類の提出期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 法人その他の団体の役員の構成及び氏名を記載した書類

キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

ク 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

ケ 直近の高知県の県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(2) 応募書類の提出期間は、平成20年10月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月10日午後5時30分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成20年9月18日(木)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) 応募を検討しているものは、公募参加表明書を平成20年9月8日(月)から同年10月3日(金)午後5時30分までの間に7に提出すること。

(5) (4)の公募参加表明書を提出したもののみが(1)の提出をすることができるものとし、その(1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、平成20年9月8日から同年10月10日まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に7で行う。また、募集要項は、高知県森林部のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~seisaku/>)

からも入手することができる。

(7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 6 その他

県は、指定管理者と研修館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、公募参加表明書の提出先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県森林部森づくり推進課

電話088-821-4571 ファクシミリ番号088-821-4576

電子メールアドレス030201@ken.pref.kochi.lg.jp

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する平成20年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成20年8月29日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程(昭和25年11月高知県告示第521号)第9条の規定により公告する。

平成20年9月12日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14  
15 16 17 18 19 20

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月12日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第11号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号中「若しくは職業」を「、職業若しくは勤務先」に改める。

別表第1備考(2)中「180,000円」を「90,000円」に改める。

別記第1号様式中「又は勤務先」を「及び勤務先」に、「学校名」を「、学校名」に、

「普通  
その他( )」を「普通」に改め、同様式裏面中

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。  
年 月 日

連帯保証人 住 所  
※4 氏 名 ㊦  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

連帯保証人 住 所  
※4 氏 名 ㊦  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。  
年 月 日

連帯保証人 郵便番号  
※4 住 所 ㊦  
氏 名  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

連帯保証人 郵便番号  
※4 住 所 ㊦  
氏 名  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

勤務先(会社名等)

勤務先(会社名等)

に改める。

別記第1号様式の2中「又は勤務先」を「及び勤務先」に、「学校名」を「、学校名」に、

「普通  
その他( )」を「普通」に改め、同様式裏面中

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所  
※5 氏 名 ㊦  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

連帯保証人 住 所  
※5 氏 名 ㊦  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業

を

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号  
※5 住 所 ㊦  
氏 名  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業  
勤務先(会社名等)

連帯保証人 郵便番号  
※5 住 所 ㊦  
氏 名  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業  
勤務先(会社名等)

に改める。

別記第1号様式の4中「又は勤務先」を「及び勤務先」に、「学校名」を「、学校名」に、

「普通  
その他( )」を「普通」に改め、同様式裏面中

「  
 貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。  
 年 月 日  
 連帯保証人 住 所  
 ※4 氏 名 ④  
 生年月日  
 電話番号  
 奨学生との関係  
 職 業  
 連帯保証人 住 所  
 ※4 氏 名 ④  
 生年月日  
 電話番号  
 奨学生との関係  
 職 業  
 」

を

「  
 貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。  
 年 月 日  
 連帯保証人 郵便番号 連帯保証人 郵便番号  
 ※4 住 所 ④ ※4 住 所 ④  
 氏 名 ④ 氏 名 ④  
 生年月日 生年月日  
 電話番号 電話番号  
 奨学生との関係 奨学生との関係  
 職 業 職 業  
 勤務先（会社名等） 勤務先（会社名等）  
 」

に改める。

別記第3号様式中

「  

|     |  |
|-----|--|
| 職 業 |  |
|-----|--|

 」

を

「  

|     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 職 業 |  | 勤務先 |  |
|-----|--|-----|--|

 」

に改める。

別記第4号様式中

「奨学生 決定番号  
 住 所  
 氏 名 ④」

を

「奨学生 決定番号

郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ④  
 電話番号  
 」

に、

「

| 新旧の別 | 氏 名 | 本人との関係 | 生 年 月 日 | 職 業 | 住 所 |
|------|-----|--------|---------|-----|-----|
| 旧    |     |        |         |     |     |
|      |     |        |         |     |     |
| 新    |     |        |         |     |     |
|      |     |        |         |     |     |

」

を

「

| 新旧の別 | 氏名 | 奨学生との関係 | 生年月日 | 職業及び勤務先 | 住所等                |
|------|----|---------|------|---------|--------------------|
| 旧    |    |         |      |         | 郵便番号<br>住所<br>電話番号 |
|      |    |         |      |         | 郵便番号<br>住所<br>電話番号 |
| 新    |    |         |      |         | 郵便番号<br>住所<br>電話番号 |
|      |    |         |      |         | 郵便番号               |

」

|  |  |  |  |  |            |
|--|--|--|--|--|------------|
|  |  |  |  |  | 住所<br>電話番号 |
|--|--|--|--|--|------------|

に改める。

別記第5号様式中

「奨学生 決定番号

住 所

氏 名

㊞

を

「奨学生 決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

」

に、

「普通  
その他( )」

を

「普通」

に改める。

別記第6号様式中

「奨学生 決定番号

住 所

氏 名

㊞

を

「奨学生 決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

」

に、

| 新旧<br>の別 | 氏 名 | 本人と<br>の関係 | 生 年 月 日 | 職 業 | 住 所 |
|----------|-----|------------|---------|-----|-----|
| 旧        |     |            |         |     |     |
| 新        |     |            |         |     |     |

を

| 新旧<br>の別 | 氏 名 | 奨学生と<br>の関係 | 生年月日 | 職業及び勤務<br>先 | 住所等                |
|----------|-----|-------------|------|-------------|--------------------|
| 旧        |     |             |      |             | 郵便番号<br>住所<br>電話番号 |
| 新        |     |             |      |             | 郵便番号<br>住所<br>電話番号 |

に改める。

別記第7号様式中

「奨学生 決定番号

(保護者

又は連

帯保証

人)

住 所

氏 名

㊞

「奨学生 決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

」

に、「職  
業の変更」を「職業の変更 勤務先の変更」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 異動を証する書類を添えてください。

2 奨学生が死亡した場合は、死亡したことを証する書類を添えて、保護者又は連帯保証人  
が届け出てください。

別記第8号様式の2及び別記第10号様式中

「奨学生 決定番号

住 所

氏 名

㊞

を

「奨学生 決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

」

に改める。

別記第13号様式中

「奨学 生 決定番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊟  
生年月日  
職 業  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊟  
生年月日  
職 業  
電話番号

を  
「奨学生 決定番号  
郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業  
勤務先（会社名等）

連帯保証人 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
生年月日  
電話番号  
奨学生との関係  
職 業  
勤務先（会社名等）

に改める。  
別記第14号様式中  
「奨学生 決定番号  
住 所  
氏 名 ㊟」

を  
「奨学生 決定番号  
郵便番号

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

に改める。  
別記第15号様式中  
「奨学生 決定番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

保護者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

を  
「奨学生 決定番号  
郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

保護者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

に改める。  
別記第16号様式中  
「奨学生 決定番号  
住 所  
氏 名 ㊟」

を  
「奨学生 決定番号  
郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

に、  
「年 月 日から 年 月 日まで」

を  
「 年 月から 年 月まで」

に改め、同様式備考中「書類（」を「書類（学年の記載のある）」に改める。

別記第18号様式中  
「 奨学生 決定番号 「奨学生 決定番号  
郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟」  
に、  
（保護者）住 所 を 住 所  
又は連 氏 名  
帯保証 氏 名 ㊟  
人）氏 名 ㊟  
電話番号

「年 月 日から 年 月 日まで」  
を  
「 年 月から 年 月まで」  
に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考(2)の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第1の規定は、平成21年4月1日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第13号様式及び別記第15号様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

**教育委員会公告**

高知県立県民体育館及び高知県立武道館の管理運営を一括して行うこととし、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第2条及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成20年9月1日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称及び所在地
    - ア 高知県立県民体育館  
高知市棧橋通二丁目1番53号
    - イ 高知県立武道館  
高知市丸ノ内一丁目8番3号
  - (2) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 高知県立県民体育館及び高知県立武道館の施設の利用の許可等に関する業務及び利用料金の徴収に関する業務
  - (2) 高知県立県民体育館及び高知県立武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (3) スポーツの振興に関する業務
  - (4) 高知県立県民体育館及び高知県立武道館の設置の目的を達成するための業務
- 3 指定期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
  - 3の指定期間中、高知県立県民体育館及び高知県立武道館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図ることができる法人その他の団体で、次に掲げるものとする。
    - (1) 県内事業者（高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を置くものをいう。以下同じ。）で、単独の団体又は複数の団体により構成されたグループ
    - (2) 県外事業者（高知県内に事業所又は事務所を置くものに限る。）にあつては、県内事業者との複数の団体により構成されたグループ
- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）

に次に掲げる書類を添付して、7に持参又は郵送により提出すること。

- ア 2の業務に関する事業計画書
- イ 2の業務に関する収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- カ アからオまでの書類のほか、募集要項に記載している書類

(2) 募集期間は、平成20年9月1日（月）から同年10月9日（木）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月9日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課のホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~taiiku/>）からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と高知県立県民体育館及び高知県立武道館の管理運営業務に関する協定を締結し、業務に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850  
 高知市丸ノ内一丁目7-52  
 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課  
 電話番号088-821-4751 ファクシミリ番号088-821-4849

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第64号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年9月12日  
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
 その他の政治団体

| 名称      | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所       | 届出年月日    |
|---------|-------|---------|----------------|----------|
| 義魂塾     | 川村 安一 | 前田 良浩   | 安芸市染井町6-22     | 平20・8・8  |
| 尾崎正直婦人会 | 稲田 正代 | 長野 和香   | 高知市布師田1661-6   | 平20・8・18 |
| 小松重富後援会 | 川村 国男 | 竹田 正和   | 幡多郡大月町姫ノ井165   | 平20・8・28 |
| 安原後援会   | 安原 明彦 | 笹木 章弘   | 幡多郡大月町弘見1573-2 | 平20・8・28 |

**高知県選挙管理委員会告示第65号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年9月12日  
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
 政党

| 区分  | 名称            | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日    |
|-----|---------------|-------|---------|---------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党香南市香我美支部 | 信吉 孝彦 | 山本 茂夫   | 香南市香我美町中西川862 | 平20・8・12 |
| 異動後 |               | 黒石 博章 | 信吉 孝彦   | 香南市香我美町下分1990 |          |

-----  
**収用委員会公告**  
 -----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年9月19日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年9月12日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
平成20年8月27日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字新割1521番の土地の所有者  
不明。ただし、登記簿表題部所有者

- 住所不明 岩本忠吾
- 住所不明 野村傳次
- 住所不明 野村覺右衛門
- 住所不明 矢野銀太郎
- 住所不明 野村金次
- 住所不明 岩本八吾
- 住所不明 矢野世喜
- 住所不明 曾和英保
- 住所不明 柳井棹次
- 住所不明 矢野新藏
- 住所不明 野村兼次
- 住所不明 西野慶太郎
- 住所不明 片山岩次
- 住所不明 矢野俊兄
- 住所不明 竹山儀太郎
- 住所不明 片山新太郎
- 住所不明 矢野慶太郎
- 住所不明 小島賢吾
- 住所不明 片山助右衛門
- 住所不明 野村源太郎
- 住所不明 小島弥三郎
- 住所不明 矢野久万次
- 住所不明 野村茂助
- 住所不明 児島竹吾
- 住所不明 児島忠吾
- 住所不明 柳井十藏
- 住所不明 矢野兼太郎
- 住所不明 岩本芳吾
- 住所不明 野村義八
- 住所不明 野村兼松
- 住所不明 柳井馬次
- 住所不明 片山友右衛門
- 住所不明 竹崎恵三郎

